

第7回 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議 会議録（概要）

日 時 平成24年1月15日（日）午後5時～午後6時30分

場 所 光風台自治会館

出席者 学識経験者 : 赤井阪大教授（会長）

光風台自治会 : 水谷自治会長、倉場委員、飯田委員

新光風台自治会 : 大原自治会長、本山委員、吉岡委員

豊能町 : 鴻野建設課長、内田財政課長、木田企画政策課長

事務局 : 東浦企画政策課主幹

傍 聴 西岡議員、高尾議員、秋元議員、小寺議員、上島府議
住民7名

【確認事項】

報告書案の内容修正について

- ・ 3 ページの（1）設置の所に、「新光風台の販売促進のために」を加入。（3）利用者数調査年月日に出典先を加入する。
- ・ 8 ページの（3）国の交付金の所に「平成23年度の制度が継続された場合」という但し書きを加入する。
- ・ 10 ページの（3）「住民代表委員から反論はなかった」を「住民代表委員は持ち帰った」に変更する。
- ・ 11 ページのポツの2番目「住民代表委員の意見が」について、新光風台はアンケートを取った結果として存続を望むということなので、そのように表現を変更する。
- ・ 11 ページの（5）の所に町の責任を明文化することについて、町は持ち帰り協議する。
- ・ エスカレーターの延長期間の表現を「5年程度」から「5年」に変更する。
- ・ 11 ページ（6）の「協議の場を常設することを提案」を常設するのではなく、エスカレーターに関して交付金や町の方針について変更があったかどうか報告（報告は文書で）し、必要があれば協議の場を持つというような内容の表現に変更する。

【決定事項】

- ・ 新光風台自治会が実施したエスカレーターに関するアンケートについて、質問事項と回答結果について、第1回会議の資料として追加し、報告書にも資料として付ける。
- ・ 町へ提出されたメンテナンス会社からの文書を第8回（2月26日）会議に提出する。

【次回会議準備資料等】

- ・ 検討会議報告書案修正版
- ・ メンテナンス会社文書

【次回会議の論点】

- ・ 修正された報告書（案）の中身の検討・協議・確認
- ・ メンテナンス会社文書の提示・確認

【会議概要】

会長 開会。議題1の報告書案について、事前に委員には配布しているので、案を見ながら質疑をする方法で進める。

3ページ。エスカレーターは光風台の時ではなくて、新光風台の時だった。それはどこかに書いてあるのか。

内田 平成2年7月時点では新光風台は、ほぼ完売していたが、エスカレーターを設置するという話が持ち上がったのは、確かに新光風台の分譲のタイミングだった。

会長 エスカレーターが付いた時期ではなく、売り出した時期に設置されることが分かっていたのか、分かっていたかかところが議論になっていて、買う時にそれがあったから買ったという部分があるから、経緯を残しておくのであれば文面でそれが分かるくらい詳しく書くというのもひとつかもしれない。

木田 「新光風台の販売促進のために」ということを加入する。

内田 会議が始まる前に、1日当たりの利用者数の調査年月日に曜日を入れたらどうかと住民代表委員から指摘があった。

会長 同じ曜日だったか。実施手法も違うか。

内田 曜日も方法も違う。光風台駅で電車を降りる人のところの最初の二つは能勢電鉄調べ、最後の調査は自治会の協力を得て行ったものである。

委員 そしたらコメントを入れるのは。下のところに。

会長 能勢電鉄調べであるかを分かるように書いた方が良いのかどう使うかは別として、実施した人が違えば結果も違う可能性もあるので。

委員 一つ確認するが、(1)の「町議会議員が同席のもと」とあるが、あの会議での扱いは傍聴ではなく出席だったのか。

内田 そうである。

会長 8ページの国の交付金はいつ時点での話なのか。今あって来年もあれば出来るという話か。来年もあることは決まっているのか。

鴻野 交付金の制度自身は変わっていないので、社会資本整備総合交付金である。

会長 交付金の議論をしたというのはどこかに書いてあるのか。第4回で議論しているの、その時の資料を見れば良いのであるが、55%補助も今の制度で、来年55%かどうかは確定しているのか。

鴻野 確定していない。制度上は55%。交付金というのはあくまで予算の範囲内が前提であり、要望した額がすべて交付されるかどうかは、毎年、分からない。

会長 「平成23年度の制度が継続された場合」というような但し書きを入れてはどうか。

委員 (3)の2番目のところの「住民代表委員から反論はなかった」と記述されているが、無条件でここにいた全員が賛成したようにとられる。我々が言ったのは町の提案を持ち帰って検討させてもらうということだったんで、反論という形では反応していないが、この書き方では意味合いが変わってくると私は思うので、「住民代表委員は持ち帰った」とすれば良いのではないか。

会長 持ち帰ったという表現にする。

委員 11ページの「住民代表委員の意見がエスカレーター存続を望むものであったこと」という書き方は、我々としてはアンケートも取ってエスカレーター存続を希望したので、代表委員3名だけの意見ではなく、住民の意見が存続を望むものであったと思う。

会長 全体と言うとあれなので、「住民の多数の意見が」にしましょうか。

木田 アンケートを踏まえた、というのが大事なのか。

委員 そうである。我々代表委員だけの話ではないということ。それを表現してほしい。

内田 新光風台が会議で配られたものを会議資料として添付すればどうか。町が作った資料ではないのでホームページにはアップしていないが。

会長 資料として添付する。

木田 第1回検討会議の資料として添付する。

会長 文章は、「新光風台自治会が実施したアンケートによれば、回収率50%でその内86%が存続を望む」としてはどうか。

委員 光風台も後から我々と同じ内容でアンケートを取られた。それも入れないと新光風台だけになるが。

委員 我々は住民全員とは考えなくて、新光風台のアンケートを使わせてもらい、幹事さんにアンケートに回答してくださいという取り方をして、そのデータをもとに会議でも発言したので、資料として付けてもらわなくて結構です。

委員 11ページの「新たな場を設ける」とあるが、「新たな検討の場を設ける」の方がベターではないのか。

委員 町は、延長はするが廃止の方向は変わらないということを書くべきである。どこにも書いていない。

委員 (6)の「協議の場を常設されることを提案する」の下に、具体的にどういう会議の場とするのかを入れた方が良い。

委員 ガバナンスのところであるが、これを見ると町の責任が明文化されておらず、これは町の絶対的なミスなので、報告書には町もそういうことであったということは明文化しないといけないと思う。

委員 会議がどんでん返しになったのは、町の調査研究不足と思う。真剣にこの問題に取り組んで来たのかと。それが徐々に変わってきて、今となればもう5年持ちますと。話がコロコロ変わるからこうなったと思う。町は反省文章を入れて。そうでなければ住民は怒る。我々は1年間、何をやってきたのかと。

会長 このまとめ方は確かに、こちらから一方的に町に対して問題があるから今後気をつけろと言っているだけで、町側の意見が出てないので、そこのところでどうまとめるのか。お互い歩み寄り、もう少し反省をしているという旨の文章を追加するというで納めるということはあると思う。町は持ち帰るのか。

内田 この報告書案は検討会議が発行することから、第三者的に書いている。執筆者が誰という事ではなく、会議として出しているの、町の立場で書くことはわざとしていない。その辺のことは事実として淡々と書くことは可能である。それはガバナンスの問題として、町はそこに不手際があったというのを会議として書くことは可能であると思う。

会長 町が認めているかどうか分からない。「あったと認めた」と書けるのかどうかということである。認めたという文章を入れて欲しい。それが反省しているということである。町長の判断になる。住民がこう言っている以上は、何らかの対応をしないと。

木田 持ち帰る。

委員 稼働年数であるが、再確認ということをされたが、今回は口頭ではなくて念書とか確認書を取られたのか。

木田 一応文書はもらった。会議での口頭で言った事を明確に文章化してと言ったが、非常に曖昧なものである。

内田 社印も押して日付も入れて、会社名も入れてあるが、会議で言った通りのことを書いて来なかった。

会長 その文章は公開できないのか。

内田 日立ビルシステムがちゃんと社印を押して出してきた書類であるから出せると思う。

会長 一度見て再確認しよう。

内田 結局リニューアルを勧める営業の文章である。中身は、リニューアルをしてというのと、もう使えなくなるよということを一生涯書いてある。

委員 その文章を町から出すことによって、すっきりすると思う。いろいろ受け取り方があるので。先生が書いている文章の中に「5年程度」とあり、その後も「5年程度」「平成31年度末」とかの曖昧な表現になっている。だからはっきりと5年延長する、31年度末まで動く。だけど議論の中で当たり前の話であるが、その文章を出してもらえば、部品等の関係でいつどうなるのか分からない。31年度末まで5年間延長してがんばるということをお我々が確認することを、現段階ではっきりさせておいた方が良く思う。

会長 そうしたら「程度」は省くこととする。

次に、11ページの最後の所の「協議の場」に関して意見はあるのか。先ほど木田課長からも出ていたが、何か大きな変更があった場合に会議を持つということで、定期的ではなく不定期なりますが。

委員 定期的に会議を持つ必要はないかと思う。意見交換してもぶつかっているだけだから。

委員 年2回と決めて、定期的に「この交付金制度の変更はない。制度のこの部分は変わりそうだから、次回は何月頃に会議を持ちたいとかの発信をする仕組みをつくっておくべきだと私は思う。

木田 会議を開くかどうかは別にしても、エスカレーターに関して、交付金制度の変更はなかった。しかし大きな節目となったときは次回開くという判断を連絡し合うということが良いのか。

委員 変更が無いから電話で済ますのではなく、書面が欲しいと思う。

会長 書面で通知するという形にする。

委員 確認したいが、5年延びるとなったけれど、その時点が来れば基本的には廃止なのか。

木田 基本的に廃止である。廃止だけでも、前の会議で住民か利用者かは分からないが、負担をしてもらうということで終わった。交付金があることが一つの条件、住民負担が二つ目の条件、この二つが整った場合にはということ。そこまでは会議報告書でまとめる。

会長 それに関しては確かに前回話をして、その結論を出すまでここで議論をするのか、結論は5年後に出すのかということもここで議論して、5年後にしようとなったが、5年後は状況が変わっているかもしれないので、どう負担するかまでを今詰めるには、あと数回の会議が必要なので、そこまではより、ひとまずここで報告書としてまとめ、その議論は、先で町との間で議論しましょうということになった。

委員 5年延びたという説明を行政としてはどの部分で行うのかを確認したい。

内田 財政再建計画の中の一つの項目なので、財政再建計画の進捗状況の年1回発表の際に広報に載せようと思っている。議会にこの方針を表明していないので、まず議会に表明してから広報するということになる。

委員 私は、議会で議員さんからこの協議のことについて発言してもらえるのかなと期待をしているけれども。

会長 まさに町の職員も議員先生も町の税金で雇われているのだから、住民側からどんどんアプローチして良い。どんどん言うことは何の問題もない。どんどん発信してこうあるべきと言ってよい。議員の先生も全ての住民を相手にしているので、一部の人がこれをやって欲しいというすべての意見を取り上げられないので、そこで取舍選択があると思う。議員先生の判断で、重要案件が取り上げられることになる。その対応の結果が、真の重要案件であったかどうかは、次の選挙結果に表れることになる。

委員 一般質問なんかで取り上げられたら、それで良いのではないか。

会長 改訂でお互い納得したところは変えてもらい、そうでないところは持ち帰り、次回資料はメーカーとのやり取りの文章を出してもらおう。

次回は2月26日(日)17時～ 光風台自治会館で行う。持ち帰ってもらい住民側の意見を踏まえて修正した報告書案を出してもらおう。

以上、午後6時30分 閉会。

第7回 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議

日時 平成24年1月15日(日)
午後5時～

場所 光風台自治会館

次第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 報告書(案)について
- (2) その他

3. 第8回会議の日程

日時 平成24年2月26日(日) 午後5時
場所 光風台自治会館

本日の資料

- (1) 第6回 検討会議 会議録(概要)
- (2) 報告書(案)～会議のまとめ～

第6回 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議 会議録（概要）

日 時 平成23年12月10日（土）午後7時～午後8時

場 所 西公民館会議室

出席者 学識経験者 : 赤井阪大教授（会長）、猪井阪大助教（職務代理）

光風台自治会 : 水谷自治会長、倉場委員、飯田委員

新光風台自治会 : 大原自治会長、本山委員、吉岡委員

豊能町 : 鴻野建設課長、内田財政課長、木田企画政策課長

事務局 : 東浦企画政策課主幹

傍 聴 西岡議員、竹谷議員、高橋議員、小寺議員、永並議員、
住民8名

【確認事項】

- ・日立ビルシステムに最終確認したところ、部品供給は平成27年度以降5年程度対応できることが判明。
- ・2019年度（平成31年度、平成32年3月）まで、フルメンテナンスができることが判明したことから、部品が供給されフルメンテナンス契約ができる限り、町はエスカレーターを稼働させる。
- ・フルメンテナンスができなくなった時点で、エスカレーターは更新せず廃止する。更新する場合でも町単費ではできないので、国の交付金（補助金）があることが前提で、「住民負担をお願いする」という町の基本方針は変わらない。
- ・アンケートについては、現時点で実施しても町・住民双方の状況が変化することも考えられ、その内容である住民負担の方法、金額を決定するには時期尚早である。
- ・ただし、現時点なら交付金があることから、今更新をするのならば負担方法・金額の協議を継続し、アンケートを実施することが必要である。
- ・5年程度先送りすることは、交付金が無くなることも考えられ、リスクがあることを理解しておく必要がある。
- ・今回アンケートを実施しない場合には、5年程度後にこのような会議をもつことも考えられる。
- ・検討会議の報告書は作成する。

【決定事項】

- ・第7回(1月15日)に報告書案を提示し協議、第8回(2月26日)に報告書を確定し会議を終了する。

【次回会議準備資料等】

- ・検討会議報告書案

【次回会議の論点】

- ・報告書の中身の検討・協議。

【会議概要】

会長 開会。

鴻野 エスカレーターの一部品の供給について訂正する。補修部品の供給について、日立ビルシステムに最終確認すると、平成27年度以降も在庫部品で対応できるということであった。状況が変わったので報告し、この場で訂正させてもらう。申し訳ない。

木田 この訂正を受け、町の方針を説明する。

今回判明したことは、2019年度つまり平成32年3月まではフルメンテナンスできるということである。フルメンテナンスできるということは、機械的に動くということなので、町はそれまで稼働させる。ただし、3・11のような想定できない事態で補修部品が無くなった場合は、稼働できなくなる。

光風台駐輪場が廃止された場合には、監視員の人件費の課題が発生することから課題は残ることになる。

フルメンテナンス契約ができなくなった時点で、エスカレーターは更新せず廃止する。

また、更新する場合でも町単費ではできない。国の交付金があることが条件であり、住民負担をお願いするという町の基本方針は変わらない。

アンケートについては、町や住民側の状況が今後8年間でどう変わるかわからないことから、住民負担方法・金額を決めてアンケートを実施するのは時期尚早と考える。

ただ、今なら国の交付金があるので、今更新するというのであれば、このまま協議を続け、アンケート実施も必要である。

今回アンケートを実施しない場合は、5年程度後でこのような会議を持つことになるかもしれない。

委員 国の補助金前提というのが気になる。国の補助金の事は我々にとっては非常に分かりにくいものである。

会長 私の感覚で言うと、今回の交付金も政治の思惑で決まったことなので、今後交付金はどうなるかというところは、100%でない話で、実は確定ではないということもあり、本当にあるかどうかが決まるのが前年度の秋ぐらいということであろう。

委員 以前の判断の際には業者に対し問い詰めはしなくて、言い分を聞いただけで廃止と決めていたのか、その確認をしたい。自分たちも説明する材料が欲しい。

内田 我々としては、この場でも26年度末で廃止ということを常に言っていた。これが先月の末にもう一度建設課のほうで確認をしたところ、時系列で言うと、平成2年に設置されたが、一般的にエスカレーターというのは設置から25年というのが計画耐用年数である。

そうすると、平成27年の7月が計画耐用年数である。それ以降は、フルメンテナンスは困難というのがメーカーの言い分であったが、この機種は平成6年まで製造されていたもので、製造打ち切りから20年間、平成26年まで部品は作り続けるということを知った。部品の供給は26年で終わるかというところから、そこからまだ5年間部品はストックするというところなので、平成31年までは部品の供給が可能ということであった。

計画耐用年数は25年で切れるが、部品の供給が平成31年まで可能であるということから、平成31年度末までは動かすことが可能だということを知った。メーカーから聞いたものである。

なぜこうなってしまったのかは、この説明を聞いた町の担当職員がきっちり詰めていなかった、甘かったということもあるし、メーカー側の説明も曖昧な説明に終始していたということもあって、どちらが悪いのかということとは分からないが、そのようなことで行き違いがあったのかなと思っている。

このようになって、大変申し訳ない話ではあるが、こういう経緯である。

委員 もう一度確認する。5年延長すると、その時点になっても町は廃止の基本方針は変わらないのか。

木田 変わらない。

委員 稼働が伸びたというのは非常に有難い話で住民も喜ぶが、その先が廃止だとなると夢が無い。

アンケートを今取って、せっかくここで5年間延びたんだったら、その間いくらかの基金を住民と町が積み立てていって、その時もし機械の耐用年数が過ぎた時に、もちろん国の補助金もあてにするが、あまり資金面で大きな負担にならずに更新ができるというような体制を早目に打ったらどうか。

木田 住民負担の方法・額を決めないことにはアンケートは取れないという事だったのでは。

内田 基金の考え方が、町は公共施設整備基金というのを持っている。それは減価償却的な考え方をして積み立てているのではなくて、全ての公共施設について、投資的経費が発生した場合はそれを注ぎ込もうというもので、その時のために積んでいるお金である。

だから、この建物にとかこの施設にという考え方を町は持っていないので、エスカレーターのためにという基金を作るのは、財政の所管としては困難と考えている。

会長 基金を積むというよりは、前回までは交付金が出れば残りの施設費用は持つという風に言っていて、今回また中止すると言う話で、もし31年度にこういう議論を持った時に交付金があれば、その残りを負担するということの決断はあるか？

内田 今の段階では、全く方針は変わっていない。国の交付金があれば更新はする。廃止という考えは変わっていないが、住民の皆さんに維持管理費を持ってもらえるならば、町が更新費用は持つという方針は変わらない。

委員 アンケートは時期尚早という気がする。今日バスが走り始めたばかりだし、やり方が変わる事があるかも知れないし。

元々は平成26年度の段階で部品の供給が無くなるということと、それと併せて一番の問題は財政が苦しいから無くすという方向性だったと思うが、今回財政的にもいけそうだからというニュアンスに取られてしまうので、どうなのかなという気がしたが。

内田 我々が廃止と打ち出したのは、更新ができないから廃止と打ち出したのであって、ランニングコストについて検討したのではない。

会長 アンケートをするにしても、じっくり考えないといけないところもあり、時間もあるので必要な時にじっくり練ってから行なった方が良い。今回はアンケート実施はしないという事にしたいと思う。町の方針は変わっていないが、事情も変わるであろうことから、定期的に意見交換をする場を持った方が良いのではないかという意見が出ていたが、私もそれが良いのではと思う。

この会議で行ってきたことは無駄ではないと思うので、今まで出たメリット・デメリットみたいなものや、議論した事などをまとめた形の報告書作りは必要だと思う。

後はどのように作成するかであるが、たたき台の様な物を作ってもらいこの場で議論するか、今までやってきたことを整理するだけだと思うので、確認だけで良ければ非公式に内容だけを確認しあって出すか。どちらがよろしいか。

委員 定期的な意見交換をする場合、同じような形態で話の場が持てるのか。反対に町はそういうことはせず、町で判断した結果を住民側に提示する形態を取るのか、確認したい。

木田 私個人としては、町の基本方針は変わらないので交付金が来年あるのかないのかというくらいの連絡会のようなものは必要かなと思う。回数としては年1回でも良いと思う。

会長 回数はそうだが、持つことは可能なのか。

内田 自治会と町側が話をすることはやぶさかでない。

会長 状況が変わったときに行うのが効果的で、住民負担が無い限り廃止、住民負担をして交付金もあれば残りを出しても良いという判断を報告書にしっかり書いておいて、状況が変わったときにその判断は変わっていないのかという事を確認する会議が持てればと思う。

委員 検討会議は公開でやってきたので、報告書についても公開の場で議論することが必要。

木田 1月15日に会長・職務代理と詰めた案を示し、それを一旦持ち帰って2月26日の会議で確認し最終とすることでよいか。

会長 事前に読んで何かをするという形ではなく、2～3日前にはお送りしてとりあえずは目を通して来るという意味で、裏側で何かを調整するという意味でなければ、そういう形にしてしっかり読んでもらい、議論した上で持ち帰り調整してもらい最終案とするのが良いか。

今回まで続けてきて事情が変わったという背景に、町の対応というものと、メーカーの問題もあったのかもしれないが、町の説明責任というところもポイントとしてあると思う。町が今後いろんな施策を行っていく上で効率的に無駄なくやっていくことは重要なので、そういう意味でのガバナンスみたいなものを確認できるような形で入れていくのは大事だと思う。そこは私が責任を持って書きこむようにする。

それでは特に付け加える事が無いようなので、これで終わる。

以上、午後8時 閉会。

案

報告書

～ 会議のまとめ ～

平成24年2月26日

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議

はじめに

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前のエスカレーターが老朽化により稼働しなくなった後の対策を検討するために設置され、平成23年6月から平成24年2月までの9ヶ月間、延べ8回にわたる会議を開いてきた。

検討会議が設置された発端は、少子高齢化の進展と人口減少により町税の減収が続き、危機的な財政状況となってきた豊能町が、エスカレーターの廃止を含む財政再建計画を立てたことに対し、エスカレーターの意義を訴える地元自治会が立ち上がったことである。検討会議では、まず、町の財政状況がどれくらい厳しいのかを確認する作業から始め、次に事業の優先順位の議論となったが、実際の事業選択については、この会議の範疇を超えるものであり、議論をするにとどめた。その後、エスカレーター以外の代替案の検討を行ったが、様々な条件を考慮すると、エスカレーターが最も現実的との判断を得て、最終的にはエスカレーターを更新するならばどのような方策が考えられるのかに焦点が絞られた。そこで、住民が自己負担をしてでもエスカレーターを残したいのであれば、行政負担は軽減され、住民の便益は大きいと訴えることができることから、住民の意思の大きさを量ることで、真の意味でのエスカレーターの価値を吟味し、エスカレーター更新の是非を判断する流れとなった。ところが、町の確認不足により、この段になってエスカレーターがしばらくの間は現状のまま稼働できることが判明した。エスカレーター廃止計画は5年程度延長されることとなり、検討会議が結論を出すのは時期尚早との判断で一致し、結論を出さずに終結することとなったのである。このような状況が生じたのは、メンテナンス会社と町との間で細かな確認がなされていなかったことが原因である。この点は、町も肝に銘じて、今後の政策対応を心掛けてほしい。

しかしながら、検討会議で議論を重ねたことは無駄ではなく、将来に向けた課題や論点を整理する良い機会となったことは事実であるし、町と住民が忌憚なく意見を交わす貴重な場であったことも事実である。したがって、検討会議の議論がより一層、今後の議論に寄与するためにも、ここに検討会議のまとめとして報告書を作成するものである。この報告書が行政と住民との協働に、また、町の針路に役立つことを切に願う。

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議
会長 赤井伸郎

目 次

1.	エスカレーターを経緯と現状	3
2.	町の財政再建計画	4
3.	検討会議の経緯	5
4.	エスカレーターの更新費用、維持管理費用	8
5.	費用負担のあり方	9
6.	まとめ	10
7.	資料	12
	検討会議設置要綱	
	検討会議名簿	
	検討会議の会議資料	
	検討会議の会議録（概要）	

1. エスカレーターの経緯と現状

(1) 設置

光風台と新光風台を開発・分譲した京阪神興発(株)が、平成2年7月、光風台駅前にエスカレーターを設置した。同時に町に移管され、町がエスカレーターの運転を開始した。

設置費用は京阪神興発(株)が負担し、維持管理費用は町が負担している。

(2) 年間の維持管理費用

保守管理委託料 約300万円

電気代 約80万円

修繕料 10万円～200万円程度

合計 400万円～600万円程度

※ 監視カメラの監視、扉の開閉、電源のオンオフ等の業務は駐輪場の管理人が行っており、その人件費は駐輪場の運営費に含まれている。

(3) 1日当たりの利用者数

調査年月日	H21.11.10	H22.11.9	H23.10.6
光風台駅で電車を降りる人	2,325人	2,295人	2,126人

調査年月日	H22.6.3	H23.6.7	H23.10.6
エスカレーターを利用する人	1,135人	1,116人	1,127人

(4) 耐用年数

法定耐用年数は15年【大蔵省令】とされているが、計画耐用年数は25年【公益社団法人ロングライフビル推進協会（旧称：(社)建築・設備維持保全推進協会）のライフサイクルコスト評価指針】となっている。

光風台駅前の機種の場合、設置が平成2年7月であるため、計画耐用年数は平成27年7月に到来する。

製造会社は一般的に設置から20年を過ぎると更新（リニューアル）を推奨している。

2. 町の財政再建計画

(1) エスカレーターに係る計画の概要

町は平成21年秋、光風台駅前のエスカレーターを更新するには2億8千万円が必要と試算し、当時は国や府の補助制度が見当たらなかったことから、町単独での更新は不可能であり、廃止せざるを得ないと判断した。そこで、町議会で2回（平成21年12月議会、平成22年3月議会）、町の考えを説明した上、広報「とよの」平成22年4月号で、財政再建計画の一つとして、エスカレーターについて「設備の更新を見送り、毎年度修繕費を計上。平成26年度末までに廃止。」と発表した。

(2) 財政再建計画全体の概要

計画期間 平成22年度から平成26年度までの5年間

目 標 効果額 5年累計25億円

基金残高 5年後に10億円以上

主な計画 人件費の削減（職員給与5%削減、職員数の削減など）

巡回バスの廃止を含めて見直し

豊悠プラザと保健センターの統合

農村婦人の家の廃止

ごみ収集の有料化

光風台駅前エスカレーターの廃止

上下水道事業への繰出金の削減

東地区幼保一元化

西地区幼稚園統合

吉川公民館の廃止

ユーベルホールの休止

など

※いずれも平成22年4月時点の計画内容

3. 検討会議の経緯

(1) 意見交換会

平成23年1月、両自治会から町への呼びかけにより、町議会議員が同席のもと、住民と町による意見交換会が開催された。意見交換の中で、現在のエスカレーターを廃止した後の代替案を提示するよう住民側から町に要望があり、引き続き意見交換を行うこととなった。

同3月、2回目の意見交換会が開かれ、町は、代替案を作成するための検討会議の設置を提案した。

(2) 準備会

平成23年4月、両自治会と町による検討会議の準備会が開かれ、町が設置要綱の案を示した。

同5月、2回目の準備会において、要綱案の決定、学識経験者の選定、スケジュールの確認等を行い、6月から検討会議をスタートさせることとなった。

(3) 検討会議

第1回 平成23年6月25日（土）午後7時～ 新光風台自治会館

決定事項

- ・会長の選任（赤井阪大教授を会長に選任）
- ・会長職務代理の指名（猪井阪大助教を職務代理に指名）
- ・会議の公開

確認事項

- ・エスカレーターの設置の経緯と利用状況、維持管理費用、仕様
- ・人口推計
- ・財政再建計画策定の背景、今後の財政状況の見込み
- ・新光風台自治会によるアンケート結果

第2回 平成23年8月6日（土）午後7時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・人件費の状況、財政推計の変化、決算の推移、財政再建計画の検討に際し俎上に載せた事業
- ・地区別・年齢別人口
- ・エスカレーター・エレベーターの更新費用、維持管理費用

決定事項

- ・エスカレーター利用者調査の実施

第3回 平成23年9月3日(土)午後7時～ 新光風台自治会館

確認事項

- ・第2回会議からの持ち越し事項

議会費の平成23年度予算、議員定数、議員報酬等、政務調査費の府内町村の比較、し尿処理の状況、公園・緑地・街路樹の維持管理に要する経費

- ・代替案得失検討表

決定事項

- ・エスカレーター利用者調査実施要領と日程(10月6日実施)

第4回 平成23年10月23日(日)午後5時～ 新光風台自治会館

確認事項

- ・エスカレーター利用者調査結果
- ・路線バスの再編について
- ・エスカレーターの更新費用の見積もり結果
- ・社会資本整備総合交付金交付要綱
- ・町、光風台、新光風台それぞれの代替案得失検討表

決定事項

- ・住民アンケート案の作成

第5回 平成23年11月19日(土)午後7時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・住民アンケート案の目次
- ・エスカレーターの更新費用は町負担、維持管理費用は住民負担
- ・費用負担の方法について次回会議で決定

決定事項

- ・住民アンケートの実施

第6回 平成23年12月10日(土) 午後7時～ 西公民館

確認事項

- ・エスカレーターの部品供給は平成27年度以降も5年程度は可能と判明
- ・エスカレーターのフルメンテナンスは平成31年度末まで可能と判明
- ・町の方針
 - ① 部品供給とフルメンテナンスが可能な限りエスカレーターを稼働
 - ② フルメンテナンスが出来なくなった時点でエスカレーターは廃止
 - ③ エスカレーターを更新する前提条件は、更新費用に対し国の交付金があることと、維持管理費用を住民が負担すること
- ・住民アンケートは時期尚早であり、現時点では実施しない

決定事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)を作成する

第7回 平成24年1月15日(日) 午後5時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)の案

第8回 平成24年2月26日(日) 午後5時～ 光風台自治会館

決定事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)

4. エスカレーターの更新費用、維持管理費用

(1) 更新費用

メーカー4社（三菱、日立、フジテック、オーチス）の見積り額は、最低額 1億1,077万円～最高額 1億8,774万円。

アーケード部分の更新費用は、町の見積りでは1,600万円。

よって、更新費用総額は1億2,600万円～2億300万円程度。

※メーカーの見積り額は、基礎に十分な耐力があることが前提であり、基礎工事が別途必要な場合もあり得る。

(2) 維持管理費用【年間】

電気代 80万円

メンテナンス 300万円

監視員人件費 520万円（駐輪場が無人となれば専任の監視員が必要）

修繕費 150万円（修繕は毎年必要とは限らない）

合計 1,050万円

(3) 国の交付金

更新費用に対し55%補助。

仮に1億2,600万円（見積り最低額）が更新費用と仮定した場合、

国の交付金 6,930万円、

町の負担額 5,670万円となる。

5. 費用負担のあり方

(1) 町が提示した費用負担の方法

更新費用は町が負担、維持管理費用は住民（受益者）が負担。

エスカレーターはそもそも開発業者が設置した（住宅分譲価格にエスカレーターの設置費用が含まれていた）ものであるから、これを踏襲すると、更新費用は住民が負担するべきだが、更新費用に対しては国の交付金が交付される可能性があるため、この交付金を最大限活用しようとする、更新費用は町が負担せざるを得ない（住民が更新費用を負担すると、住民の負担部分に対する国の交付金が交付されない）。したがって、住民の負担は、維持管理費用。

(2) 維持管理経費の受益者負担の方法に係る各委員の意見

- ・ 能勢電鉄の運賃に上乗せ
- ・ 世帯単位で耐用年数分を一括払い
- ・ 年払いで自治会費に上乗せ
- ・ 寄付を募り、目標額が集まれば更新する
- ・ 役務の提供（住民が監視員を務める）
- ・ 役務か現金かの選択制
- ・ 監視員に相当する金額を受益者が負担し、メンテナンスは町が負担

6. まとめ

検討会議は、町が「エスカレーターの部品が供給され、フルメンテナンスが出来る限り稼働させる。」と方針を転換したことに伴い、当初の目的である代替案とその費用負担の検討を中断し、結論を出さずに終結したが、それらについては次のとおり議論が交わされた。

(1) 町が示した代替案

- ・エスカレーターの更新（受益者負担あり）
- ・エレベーターの設置（受益者負担あり）
- ・路線バス（新光風台循環と東ときわ台循環）の再編によるバスの活用

(2) 代替案の協議の結果

- ・エレベーターは搬送能力に問題があり、代替案になり得ない。また、ニーズは少なく、住民に負担を求めることは困難。
- ・路線バスは、光風台にとっては代替案になり得るが、新光風台にとっては既存であり、代替案になり得ない。また、路線バスは恒久対策ではなく、利用者の状況如何で減便や撤退もあり得るため、代替案に相応しない。
- ・住民のニーズはエスカレーターの存続であり、どのようにしたらエスカレーターを残すことができるのかを検討することとする。

(3) 住民の費用負担の協議の結果

- ・エスカレーターを残すためには、住民も一定の負担をすることはやむを得ない。
- ・町は、エスカレーターを存続する場合の費用負担のあり方として「更新費用は町が負担、維持管理費用は受益者が負担」と提案し、住民代表委員から反論はなかった。
- ・住民の負担の方法については、様々な意見（前述「5. 費用負担のあり方」参照）が出たが、結論には至らなかった。

(4) 検討会議を5年程度先送り

- ・町が財政再建計画を策定した当時（平成21年度）、エスカレーターの部品供給とフルメンテナンスは平成27年7月（設置後25年）までとメーカー系列のメンテナンス会社から聞いていた。このため、町は、現在のエスカレーターの稼働は平成26年度末（平成27年3月）までが限度と判断し、更新か廃止かの選択を迫られた。

- ・町は、更新に要する費用を2億8千万円と試算し、平成21年度当時は、これに対する国や府の補助制度が見当たらないこと、及びエスカレーターは利便施設であり、公共性が低いという判断から、更新を断念し、エスカレーターは平成26年度末までに廃止することを決定した。
- ・検討会議の設置後、エスカレーターの更新に対して国の交付金制度を適用できることが判明し、また、住民代表委員の意見がエスカレーターの存続を望むものであったこと、及び住民も一定の受益者負担を受け入れる意向があることから、町は住民負担を前提に、エスカレーターを更新する方針に転換し、検討会議で提案した。
- ・そこで、住民負担について住民がどのように考えているのか、また、負担してでもエスカレーターを残したいという意思をどの程度の住民が持っているのか、住民アンケートを実施することとなった。
- ・ところが、町がメンテナンス会社に稼働可能年数を再確認したところ、エスカレーターは、平成31年度末まで稼働させることが可能と判明し、町はその方向に転換した。
- ・これを受けて、検討会議は、住民の費用負担について結論を得ることは時期尚早と判断し、アンケートを取らずに会議を終結させることとした。
- ・しかしこれは、次の更新の際に国の交付金制度がないというリスクを抱えたことになる。
- ・また、5年程度先送りしたに過ぎず、平成31年度末に向けた新たな場を設ける必要がある。

(5) 町の組織統治（ガバナンス）の問題

最終的な負担についての議論が始まろうとしたとき、エスカレーターがしばらくの間は継続して現状のまま稼働できることが判明したため、協議は将来に延期されたが、このような事態を招いたことは、メンテナンス会社と町との間で細かな確認作業がなされていなかったことが原因である。住民代表委員からは、今後このようなことのないよう、町は細心の注意を払い、住民の目線で業務に当たられることを望む旨の強い要望があった。

(6) 今後の対応

この検討会議を契機に、国の交付金制度の改正などの関連情報を交換するため、エスカレーター問題に係る住民と町との協議の場を常設されることを提案する。

7. 資料

(1) 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議設置要綱

(目的)

第1条 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前に設置されているエスカレーターの稼働停止後における代替案について、町と地域の実情に即した案とするために必要な事項を総合的に検討するものとする。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議・検討するものとする。

- (1) エスカレーター稼働停止後の代替案
- (2) 前号の実現に向けた負担のあり方

(構成、任期等)

第3条 検討会議の構成員は、12名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 豊能町職員（以下「町職員」という。）
- (4) その他検討会議が必要と認める者

2 学識経験者は、豊能町長（以下「町長」という。）が選任する。ただし、住民又は利用者の代表から推薦があった場合は、町長はこれを尊重するものとする。

3 住民又は利用者の代表は、それぞれ光風台、新光風台各自治会において選任する。

4 町職員は、町長が任命する。

5 その他検討会議が必要と認める者は、必要に応じ検討会議において選任する。

6 構成員の任期は、検討会議の発足時から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の運営)

第4条 検討会議に会長をおき、構成員の互選により選出するものとする。

2 会長は、検討会議を代表し会務を総括する。

3 検討会議の会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上からの要請がある場合は、会長は検討会議を招集しなければならない。

4 会長に事故ある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 検討会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 検討会議の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

7 検討会議の公開の可否は、検討会議において決する。

8 検討会議の庶務は（第2条に定める協議事項の協議・検討に必要な見積（相見積を含

む。)の徴収、その他の検討資料の準備・作成を含む。)は、豊能町総務部企画政策課において処理する。

(期限)

第5条 検討会議は、平成24年3月31日までに終了し、それまでに第2条に定める協議事項について結論を得るものとする。なお、結論が一つの代替案に集約できない場合は、複数の代替案を併記するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮り、検討会議の決議をもって定める。

附則 この要綱は、平成23年5月18日より施行する。

(2) 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議名簿

	氏名	所属等
学識経験者 (3条1項1号)	◎赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究所教授
	○猪井 博登	大阪大学大学院工学研究科助教
光風台自治会 (3条1項2号)	水谷 嘉明	自治会長
	倉場 敦司	
	飯田 久夫	
新光風台自治会 (3条1項2号)	大原 光信	自治会長
	本山 一裕	
	吉岡 雅朗	
豊能町 (3条1項3号)	鴻野 芳樹	建設環境部建設課長
	内田 敬	総務部財政課長
	木田 正裕	総務部企画政策課長
事務局	東浦 進	総務部企画政策課主幹

◎は会長、○は会長職務代理